

毎週月、水、金曜日発行

# 富山県報

平成30年6月29日

金曜日

号外(9)

## 目次

### 規則

○過疎地域等における県税の特別措置に関する条例施行規則の一部を改正する規則 1

## 規則

過疎地域等における県税の特別措置に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

平成30年6月29日

富山県知事 石井 隆一

### 富山県規則第42号

過疎地域等における県税の特別措置に関する条例施行規則の一部を改正する規則

過疎地域等における県税の特別措置に関する条例施行規則（昭和39年富山県規則第49号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「第2条第1項」の次に「若しくは第4条の2第1項」を加え、「第4条の2第1項」を「第4条の2第2項」に改める。

第1号様式の3備考3(5)中「第4条の2第2項」を「第4条の2第3項」に改め、同様式備考3(6)中「法人税法施行規則」の次に「（昭和40年大蔵省令第12号）」を加え、同様式備考3(7)中「認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画」を「認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」に改め、同様式を第1号様式の4とし、第1号様式の2の次に次の1様式を加える。

第 1 号様式の 3 (第 4 条関係)

法 人 事 業 税 課 税 免 除 申 出 書				
				年 月 日
富 山 県 総 合 県 税 事 務 所 長 殿				
所 在 地 法 人 番 号 法 人 名 代 表 者 氏 名				
印				
過疎地域等における県税の特別措置に関する条例第 5 条の規定により、次のとおり地方活力向上地域内における法人事業税の課税免除を受けることを申し上げます。				
事業年度	年 月 日から 年 月 日まで			※
				確定申告・修正申告
法 人 税 の 青 色 申 告 書	年 月 日 提 出			
区 分	課税免除前の 本県課税免除	課税免除に係 る課税標準	税 率	課税免除税額
	①	②	③	②×③ ④
年 400 万円以下の金額 (ア)	千円 ( )	千円 ( )	— 100	円 ( )
年 400 万円を超え年 800 万円以下の金額又は特別 法人の年 400 万円を超え る金額 (イ)	( )	( )	— 100	( )
年 800 万円を超える金額 又は軽減税率不適用法人 の金額 (ウ)	( )	( )	— 100	( )
合 計 (ア) + (イ) + (ウ) (エ)	( )	( )	/	( )
収 入 金 額 (オ)	( )	( )	— 100	( )

## 備考

- 1 この申出書は、法人事業税の確定申告書又は修正申告書に添付して 1 通提出すること。
- 2 この申出書は、第 1 号様式の申出書の備考に準じて記載すること。
- 3 添付書類
  - (1) 減価償却資産に関する明細書（第 1 号様式付表 1 に準じて作成すること。）
  - (2) 新設又は増設した減価償却資産の取得価額等に関する明細書（第 1 号様式付表 2 に準じて作成すること。）
  - (3) 課税免除に係る課税標準に関する明細書（第 1 号様式付表 3）
  - (4) 課税免除率に関する明細書（第 1 号様式付表 4）
  - (5) 条例第 4 条の 2 第 3 項に規定する取得価額の要件判定の基礎となる減価償却資産及び課税免除率算定の基礎となる従業者の配置を明示した事務所又は事業所全体の平面見取図
  - (6) 前記(5)の減価償却資産の取得価額、耐用年数、特別償却の有無等を明らかにする書類（法人税法施行規則（昭和40年大蔵省令第12号）別表16の写し等）
  - (7) 地域再生法（平成17年法律第24号）第17条の 2 第 4 項に規定する認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に係る申請書類及び知事の認定書の写し
  - (8) その他必要な証明書類

---

第2号様式の4備考3(4)中「第4条の2第2項」を「第4条の2第3項」に改め、同様式備考3(6)中「地域再生法」の次に「(平成17年法律第24号)」を加え、「認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画」を「認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」に改め、同様式を第2号様式の5とし、第2号様式の3の次に次の1様式を加える。

---

第 2 号様式の 4 (第 4 条関係)

個人事業税課税免除申出書					
					年 月 日
富山県総合県税事務所長 殿					
住所 氏名					印
<p>過疎地域等における県税の特別措置に関する条例第 5 条の規定により、次のとおり地方活力向上地域内における個人事業税の課税免除を受けることを申し上げます。</p>					
課税年度	年度	所得税の青色申告書		年 月 日提出	
課税免除前の本県課税標準	減産価の償番却号資	課税免除率	課税免除に係る課税標準	税率	課税免除税額
	千円	1	②	①×② ③	$\frac{\quad}{100}$
	2	④	①×④ ⑤		
①	合計	/	③+⑤+… ⑥	⑦× $\frac{\quad}{100}$	

備考

- 1 この申出書は、条例第 4 条の 2 第 1 項の規定の適用を受けようとする場合に、個人事業税の申告書に添付して 1 通提出すること。
- 2 「課税免除率」の欄は、第 1 号様式付表 3 の「課税免除率⑥」の欄の記載方法に準じて記載すること。
- 3 「課税免除前の本県課税標準」及び「課税免除に係る課税標準」の各欄

に記載すべき金額に1,000円未満の端数がある場合又は「課税免除税額」の欄に記載すべき金額に100円未満の端数がある場合には、それぞれその端数金額を切り捨てること。

4 適用対象となる減価償却資産が3箇所以上になる場合は、波線の部分に減価償却資産の番号1及び2に準じ欄を設けること。

#### 5 添付書類

(1) 減価償却資産に関する明細書（第1号様式付表1に準じて作成すること。）

(2) 新設又は増設した減価償却資産の取得価額等に関する明細書（第1号様式付表2に準じて作成すること。）

(3) 課税免除率に関する明細書（第1号様式付表4に準じて作成すること。）

(4) 条例第4条の2第3項に規定する取得価額の要件判定の基礎となる減価償却資産及び課税免除率算定の基礎となる従業者の配置を明示した事務所又は事業所全体の平面見取図

(5) 前記(4)の減価償却資産の取得価額、耐用年数、特別償却の有無等を明らかにする書類

(6) 地域再生法（平成17年法律第24号）第17条の2第4項に規定する認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に係る申請書類及び知事の認定書の写し

(7) その他必要な証明書類

---

第 3 号様式備考 2(2)中「第 4 条の 2 第 2 項」を「第 4 条の 2 第 3 項」に改め、同様式備考 2(6)中「における」の次に「課税免除又は」を加え、「認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画」を「認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」に改める。

第 4 号様式備考 2(2)中「第 4 条の 2 第 2 項」を「第 4 条の 2 第 3 項」に改め、同様式備考 2(6)中「における」の次に「課税免除又は」を加え、「認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画」を「認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」に改める。

第 5 号様式(3)を第 5 号様式(4)とし、第 5 号様式(2)の次に次の 1 様式を加える。

第 5 号様式(3) (第 6 条関係)

第 号  
年 月 日

所在地  
法人名  
代表者氏名 様

富山県総合県税事務所長 印

法人事業税課税免除通知書

過疎地域等における県税の特別措置に関する条例の規定により、次のとおり地方活力向上地域内における課税免除を行ったので通知します。

事業年度				申告 区分	
区 分	課税標準 (円)	減価償却に係る課税標準(円)	税率 (%)	税 額 (円)	
所得金額	年 400万円以下 の金額 ①			課税免除額	
	年 400万円超 年 800万円以下 の金額 ②			課税免除額	
	年 800万円超 の金額 ③			課税免除額	
	計 ①+②+③ ④			課税免除額	
	軽減税率不適 用法人の金額 ⑤			課税免除額	
収入金額 ⑥			課税免除額		
既に課税免除の確定した当期分の税額					⑦
この通知により課税免除する税額				④-⑦又は⑤-⑦	



## 備考

- 1 この処分について不服があるときは、この通知書を受け取つた日の翌日から起算して3月以内に、富山県知事に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、当該審査請求をすることができません。
- 2 1の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に、富山県を被告として（訴訟において富山県を代表する者は、富山県知事となります。）、この処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次のいずれかに該当するときは、当該裁決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。
  - (1) 審査請求があつた日の翌日から起算して3箇月を経過しても裁決がないとき。
  - (2) この処分、この処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
  - (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

**附 則**

(施行期日)

- 1 この規則は、過疎地域等における県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例（平成30年富山県条例第56号）附則第1項第2号に掲げる規定の施行の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前の過疎地域等における県税の特別措置に関する条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

(税 務 課)